

岩手県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岩手クリニック一関	一関市旭町4番1号	平成28年11月27日
井上歯科医院	釜石市大渡町二丁目6番23号 トライビ ル2階	平成28年12月17日